

特定非営利活動法人 リアルタイム地震情報利用協議会定款

第1章 総 則

（名称）

- 第1条 この法人は、「特定非営利活動法人リアルタイム地震情報利用協議会」と称する。
- 2 この法人の英文名は、Real-time Earthquake Information Consortium（略称＝REIC）とする。

（事務所）

- 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区四谷二丁目14番4号に置く。
- 2 この法人は、従たる事務所を茨城県土浦市中村南六丁目5番1号に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

- 第3条 この法人は国内外の関係機関と協力して、地震、洪水、津波等のリアルタイム防災情報の活用によって、国内外における地震等の災害軽減に貢献する事を目的とする。

（特定非営利活動の種類）

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という）別表のうち、次の種類の特定非営利活動を行う。
- (1) 社会教育の推進を図る活動
 - (2) まちづくりの推進を図る活動
 - (3) 環境の保全を図る活動
 - (4) 災害救援活動
 - (5) 地域安全活動
 - (6) 国際協力の活動
 - (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（目的に係わる事業）

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。
- (1) リアルタイム防災情報の利用に関する調査・研究
 - (2) リアルタイム防災情報の利用に関する啓発と普及
 - (3) リアルタイム防災情報に関する標準化の検討
 - (4) リアルタイム防災情報に関する内外関連機関との連絡調整
 - (5) リアルタイム防災情報の提供に関する研究
 - (6) リアルタイム防災情報活用支援事業
 - (7) 防災コンサルタント事業
 - (8) 防災情報に関する知的財産権の管理運用事業
 - (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

（会員の種別）

- 第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同した団体及び個人で、総会における議決権を有するもの。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、理事会で入会を認められた団体及び個人で、総会における議決権を有しないもの。
- (3) 名誉会員 この協議会に特に功労があった個人で総会の議決をもって推薦されたもの。

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、会長が別に定める入会申込書により会長に申し込むものとする。

- 2 理事会は、前項の申込者がこの法人の目的に賛同するものであると認めるときは、これを拒否する正当な理由のない限り入会を承諾するものとする。
- 3 理事会は、第1項の申込者の入会を承認しないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となる。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 特別の費用を必要とするときは、総会の議決を経て臨時会費を徴収することができる。
- 3 名誉会員及び賛助会員は、入会金及び会費を納めることを必要としない。

(資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号の一つに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人若しくは被補佐人、又は破産宣告を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が解散したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員が退会しようとするときは、会長が別に定める退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当するときは、当該会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき。
- (2) この法人の定款に違反したとき。
- (3) 会費を1年以上滞納し、かつ、催促に応じないとき。

(提出金品の不返還)

第12条 既納の会費その他提出金品は、その理由の如何を問わず返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人には次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上20名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長とする。
- 3 理事のうち、理事会の議決を経て、1名の専務理事、5名以内の常務理事を置くことができる。

(選任等)

第14条 役員は、総会の議決により選任する。ただし、理事は正会員に限る。

- 2 専務理事、常務理事は理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(会長・副会長の職務)

第15条 会長は、この法人を代表する。

- 2 副会長は、会長職務を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

(理事の職務)

第16条 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。

- 2 専務理事は、理事会を代表し、この法人の業務を総理する。
- 3 常務理事は、専務理事を補佐し、専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、専務理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

(監事の職務)

第17条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要があるときには、会長に総会の招集を請求すること。理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期)

第18条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその任にあるものとする。

(役員の欠員補充)

第19条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第20条 役員が、次の各号の一つに該当するときは、当該役員に事前に弁明の機会を与えた上で総会において会員における現在数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員にふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬)

第21条 役員のうち、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第5章 名誉会長及び顧問

(名誉会長及び顧問)

- 第22条 この法人に、名誉会長及び顧問を置くことができる。
- 2 名誉会長は、総会の議決を経て、会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
 - 4 顧問は、この法人の運営に関する重要事項について、会長の諮問に応じて意見を述べる。
 - 5 名誉会長及び顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第6章 会 議

(種別)

- 第23条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種類とする。
- 2 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

- 第24条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)

- 第25条 総会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散及び合併
 - (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
 - (4) 事業報告及び収支決算
 - (5) 会員の除名
 - (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
 - (7) 入会金及び会費の額
 - (8) 資産管理の方法並びに借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第52条において同じ。)その他新たな業務の負担及び権利の放棄
 - (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第26条 定時総会は、毎年度1回開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が第17条第4号の規定に基づいて招集の請求をしたとき。

(総会の招集)

- 第27条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を、招集しなければならない。
 - 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面等をもって、開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

- 第28条 総会の議長は、出席正会員の互選により選出されたものがこれに当たる。

(総会の定足数)

第 29 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 30 条 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。

- 2 総会における正会員の議決権は、会費の口数にかかわらず 1 会員 1 票とする。
- 3 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の書面表決)

第 31 条 総会に出席しない正会員は、次の各号のいずれかにより表決することができる。この場合、正会員は、第 29 条、第 30 条の規定の適用については出席したものとみなす。

- (1) 正会員は、あらかじめ書面をもって代理人を指定し、正会員に代わって代理人が総会に出席し、表決することができる。
- (2) 正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- (3) 正会員は、出席する正会員を代理人として表決を委任することができる。

(総会の議事録)

第 32 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者を含む）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した会員からその総会において選出された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

(理事会の構成)

第 33 条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事及び顧問は理事会に出席し意見を述べることができる。

(理事会の機能)

第 34 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (2) 総会に付議すべき事項。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(理事会の開催)

第 35 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長・副会長又は専務理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 4 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 17 条第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 36 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、請求のあった日から 30 日以内に

理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面等をもって、開催の日の7日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第37条 理事会の議長は会長又は副会長がこれに当たる。

（理事会の定足数）

第38条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（理事会の議決）

第39条 理事会の議事は、この定款に定めるもののほか、理事総数の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

- 2 理事の議決権は、平等なるものとする。
- 3 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

（理事会の書面表決）

第40条 理事会に出席しない理事は、次の各号のいずれかにより表決することができる。この場合、理事は、第38条、第39条の規定の適用については出席したものとみなす。

- (1) 理事は、あらかじめ書面をもって代理人を指定し、理事に代わって代理人が理事会に出席し、表決することができる。
- (2) 理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- (3) 理事は、出席する理事を代理人として表決を委任することができる。

（理事会の議事録）

第41条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、保存しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した役員の氏名。（書面表決者及び表決委任者を含む）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事からその理事会において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 委員会

（委員会等）

第42条 この法人は、理事会の議決を経て第5条に定める目的を円滑に進めるため、委員会、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 組織、構成及び運営に関する必要な事項は、会長が理事会の議決を得て別に定める。

第8章 事務局等

（事務局の設置等）

第43条 この法人に、協議会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

3 事務局長及び職員の任免は、理事会の同意を得て会長が行う。

（組織及び運営）

第44条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

（支部の設置等）

第45条 この法人は、理事会の議決を経て必要の地に支部を置くことができる。

第9章 資産及び会計

（資産の構成）

第46条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産。
- (2) 入会金
- (3) 会費
- (4) 寄付金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他収入

（資産の管理）

第47条 この法人の資産は、専務理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

（会計の原則）

第48条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（経費の支弁）

第49条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

（事業計画及び収支予算）

第50条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、会長が理事会の議決を経て作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第51条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を編成し、これを執行することができる。

- 2 前項の規定により編成した暫定予算は、総会において承認を得なければならない。
- 3 第1項の規定により暫定予算を執行した場合における収支は、新たに成立した予算の収支とみなす。

（事業報告及び収支決算）

第52条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、会長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査及び理事会の議決を経た上、総会で承認を得なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（予備費）

第53条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 5 4 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業年度)

第 5 5 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(臨機の措置)

第 5 6 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 1 0 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 5 7 条 この定款は、総会において、出席した正会員の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、法第 2 5 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければ変更することができない。

(解散)

第 5 8 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属先)

第 5 9 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第 1 1 条第 3 項に掲げる者の中から選定した者に、総会の議決により譲渡する。

(合併)

第 6 0 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 1 1 章 公告の方法

(公告の方法)

第 6 1 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 1 2 章 雑 則

(細則)

第 6 2 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(附則)

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員及びその役職は、第 1 4 条第 1 項及び同条第 2 項の規定にかかわらず、別表の通りとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 1 8 条第 1 項の規定にかかわらず、設立の日から平成 1 5 年度の定時総会開催の日までとする。
- 4 この法人の設立当初の顧問は、第 2 2 条第 2 項の規定にかかわらず、設立総会で選任する。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 5 2 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 6 この法人の設立当初の事業年度は、第 5 7 条の規定にかかわらず、設立の日から平成 1 5 年 3 月 3 1 日までとする。
- 7 この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 1 0 0 , 0 0 0 円
 - (2) 年会費 1 0 0 , 0 0 0 円 / 1 口